

平成 29 年度第 3 回砺波地域医療推進対策協議会、砺波地域医療構想調整会議および
第 2 回砺波地域医療と介護の体制整備に係る協議の場 議事要旨

開催日時 平成 29 年 12 月 12 日（火）19:00～20:30

開催場所 砺波厚生センター 2 階講堂

議事要旨

- 1 開会
- 2 挨拶（事務局）
- 3 議題 1～3 について説明
- 4 質疑応答
- 5 閉会の挨拶（砺波厚生センター所長）

【質疑応答】

- 1 砺波医療圏の地域医療計画の改定について

（委員）

糖尿病の施策の方向では、受診勧奨のことについて、市の国保の健診が対象と記載されている。地域の方の中には、被用者保険に加入されている方もいるが、その方たちの取扱いはどうなるのか。可能であれば、被用者保険も含めた記載にしてはどうか。

（事務局）

レセプトを確認して受診勧奨をするという流れになっており、国保に限定したような記載になっている。別に地域職域連携推進協議会等を開催しており、レセプトの確認まではできないが、各商工会等を通じて管内企業の健診状況を把握し、受診勧奨あるいは健康指導等を進めていきたい。そのことについて記載したいと思う。

- 2 現状分析と主な施策・目標について

（委員）

糖尿病の死亡率の定義はどのようなものなのか。

（事務局）

糖尿病の死亡の区分については、国で死亡公表を基に判断している。どこに糖尿病と書いてあれば糖尿病死亡と判断されるかは、公表されていないため分からないが、全国同一の基準で判断しているので、県ごとの比較対象は可能であると考えている。

（委員）

へき地医療の医師の確保のことで、自治医大の卒業生の先生は、県職員の待遇になっているという認識でよいか。

（事務局）

自治医大の先生については、9 年間の義務年限は県職員の待遇になっている。

(委員)

特別枠の先生方もそれに準ずる待遇になるのか。県の命令でへき地の拠点病院に派遣できるのか、本人の意思がないとだめなのか。

(事務局)

特別枠については、身分が県職員というわけではない。特定の診療科で初期研修後9年間は県内の病院で働いていただければ奨学金は免除する。本人の希望と医局と県の三者協議のような形で配置病院を決めていく。

3 地域医療構想の推進及び医療と介護の体制整備について

(委員)

女性医師の支援事業の予算額は750万円になっている。以前の協議会で最初に女性医師の支援が出た時は、75万円だったので10倍にはなった。しかし、750万円はどのように使うのか。現在、医師の卒業生の半数近くが女性である。結婚して子育てをすると休まなければならない。それを支援するなら、女性医師の1年分の年収にも及ばない予算額でしかない。これでは話にならない数字である。しっかり予算を組んだり支援をしたりする体制にしていきたい。最低でも2桁予算額が違うと思う。

(事務局)

医師会と連携して行っている事業である。まだ予算額は750万円であり、女性医師の割合が年々増加しているので、医師会とも話し合っ事業の充実を図っていきたいと考えている。

(委員)

資料では平成37年と書いてあるが、今後も平成と記載し続けるのか。

(事務局)

国がまだ平成で記載しているので、国の記載方法を見ながら修正すべきところは修正していきたいと思う。